

## 「遠隔臨場の試行要領」の改定

(建設経済局技術調査課・工事検査課)

### 1 要旨

交通基盤部では、令和2年度から土木工事において遠隔臨場を試行している。遠隔臨場は、移動時間や立会いの調整時間を削減するなど、その有効活用により、建設現場の働き方改革や、生産性向上に繋げることを可能とする。また、終息時期が見えない新型コロナウイルス感染症に対し、拡大防止策としても寄与することが期待される。

このため、昨今の社会情勢を踏まえつつ、インフラ分野におけるDXを推進する観点から「遠隔臨場の試行要領」を改定し、試行対象の拡大を図る。

### 2 経緯と現状

- 令和元年度に「遠隔臨場の試行要領」を策定し、令和2年4月1日から試行。
- 令和2年4月15日付けで、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた監督業務の対応について」を発出し、特記仕様書の添付されていない工事においても、受発注者協議により適用可能とするなど、実施要件を緩和。
- 令和2年度は、交通基盤部発注の土木工事47件で遠隔臨場を実施。

### 3 改定内容

#### (1) 対象案件の拡大

- 「業務委託」を新たに追加する。地質調査業務委託における検尺や、除草業務委託における出来形確認等での適用を可能とする。
- これまで、遠隔臨場の効果が見込まれる土木工事のみとしていた対象を、「原則として、交通基盤部及び経済産業部が発注する全ての土木工事、農林土木工事及び業務委託」とし、試行の拡大を図る。

#### (2) 臨場項目の追加

- 「検査」を新たに追加する。中間検査、完成検査等での適用を可能とする。
- なお、実地検査に替えることができるのは、受注者が撮影した映像を、双方向通信で相互に確認を行うことで、検査員が必要とする情報を確実に入手できると判断した場合に限る。

#### 【主な改定内容】

| 項目   | 改定前                     | 改定後                                    | 備考                                    |                |
|------|-------------------------|--|---------------------------------------|----------------|
| 臨場項目 | 立会い及び段階確認               | 立会い・段階確認及び検査                           | 検査を追加                                 |                |
| 対象   | 機関                      | 交通基盤部のみ                                | 交通基盤部及び経済産業部                          | 農林を追加          |
|      | 案件                      | 移動時間削減による業務改善が見込め、かつ施工箇所の通信環境が良好な工事に限定 | 原則として、 <u>全ての土木工事、農林土木工事及び業務委託を対象</u> | 全ての案件対象業務委託を追加 |
| 実施回数 | 立会い及び段階確認の全体的実施回数の5割を上限 | 実施内容、工期等を考慮し、柔軟に運用                     | 上限規定を撤廃                               |                |

### 4 適用日

改定する試行要領は、令和3年9月1日から施行する。